

大 高 刑 第 1 9 9 号
平成23年4月28日

管内地方検察庁次席検事 殿

大阪高等検察庁次席検事 松 井 巖

証拠開示請求への対応について（通知）

標記の件については、平成23年3月29日付け最高検察庁裁判員公判部長通知「証拠開示請求への対応について」に基づき、①弁護側からの証拠開示請求に対して、証拠を不開示とすることにより裁定請求が見込まれる場合、②予期に反して裁定請求がなされた場合には、当庁に連絡し協議することとされましたが、当庁への協議等に当たっては、下記の取扱いとする。

なお、平成17年9月30日付け大高刑第685号当職通知「公判前整理手続及び期日間整理手続に付された事件に関する報告及び協議について（通知）」は廃止する。

記

1 裁定請求が見込まれる場合等の協議について

上記①又は②の場合には、証拠開示請求書、これに対する回答書、裁定請求書及び裁判所に提出予定の意見書（案）等の関係資料を添えて当庁に協議願いたい。

2 裁定請求に対する決定がなされた場合の報告について

裁定請求に対する決定がなされた場合は、当該決定書の写しを添えて当庁に報告願いたい。

3 検察官が即時抗告する場合の協議について

証拠開示に関する裁定に対し、検察官が即時抗告をするに当たっては、関係書類を添付の上、別紙様式1により当庁に協議されたい。協議は、即時抗告申立期間が3日間と制限されていることなどに鑑み、即時抗告の必要性が予想される時点でできる限り速やかに行われたい。

4 即時抗告の申立てがなされた場合の報告について

検察官又は弁護人（被告人を含む）が、証拠開示に関し、即時抗告をしたときは、関係書類を添付の上、別紙様式2により直ちに報告されたい。

別紙様式 1

証拠開示に関する協議			
検 察 庁 名	地方検察庁	支部	
被告人氏名・生年月日		昭和	年 月 日生
担当検察官			
証拠開示に関する裁定の請求（予測を含む。）			
☐ 開示の時期・方法の指定等	☐ 検察官請求	☐ 弁護士等請求	
☐ 証拠開示	☐ 検察官請求	☐ 弁護士等請求	
証拠開示に関する裁定の結果（見込みも含む。）			
☐ 開示の時期・方法等	☐ 指定	☐ 請求棄却	
☐ 証拠開示	☐ 開示命令 (全部又は一部)	☐ 検察官取調請求証拠 ☐ 類型証拠（ 号） ☐ 争点関連証拠 ☐ その他（ ）	点 点 点 点
☐ 請求棄却			
即時抗告の理由			

※ 証拠開示の裁定の対象となるものを特定できる書面（裁定請求書等）及び証拠開示に関する裁定の決定書（証拠開示命令等）等の写しを添付すること。

※ 事案に応じて伸縮させて差し支えない。

別紙様式 2

証拠開示に関する即時抗告			
検 察 庁 名	地方検察庁	支 部	
被告人氏名・生年月日			
昭和 年 月 日生			
担当検察官			
申 立 人		☐ 検 察 官	☐ 弁 護 人 等
申立年月日 平成 年 月 日			
即時抗告の理由			
裁 定 の 年 月 日 平成 年 月 日			
裁定の決定内容			
抗告理由の要旨			

※ 証拠開示の裁定の対象となるものを特定できる書面（裁定請求書等）及び証拠開示に関する裁定の決定書（証拠開示命令等）等の写しを添付すること。

※ 事案に応じて伸縮させて差し支えない。